

行政事業レビューシート (文部科学省)						
予算事業名	ユネスコ基金への拠出金		事業開始年度	平成21年度		作成責任者
担当部局庁	文部科学省スポーツ・青少年局		担当課室	競技スポーツ課		競技スポーツ課長 芦立 訓
会計区分	一般会計		上位政策	我が国の国際競技力の向上		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	ユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」第17条・18条		関係する計画、通知等	スポーツ振興基本計画 (平成12年9月13日策定、平成18年9月21日改定)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を損ねるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。ユネスコの「スポーツにおけるドーピングの撲滅のための基金」は、ドーピング防止活動についての途上国支援を中心に行っており、我が国は世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、このユネスコの活動を支援することによって、ドーピングのない健全なスポーツの国際的な普及・発展を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ユネスコ基金への資金拠出を通じて、以下のドーピング防止活動を支援する。 ・青少年及びスポーツ団体への教育プログラム ・人材開発プログラム 等					
実施状況	平成21年8月に拠出					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)			14	0	-
	執行額			14		
	執行率			100.0%		
	総事業費(執行ベース)			14		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	ユネスコ国際規約締約国会議に出席し、もしくはWADAからの随時報告により、ユネスコ基金への各国申請状況や採択状況について把握している。				
	見直しの余地	我が国は、WADAのアジア地域代表理事国として、他のWADA理事国の累計拠出額と同水準の拠出をH21年度に行っており、現時点では、H22年度以降の拠出は予定していない。 ※ユネスコ基金は任意の基金 なお、ユネスコ基金の使途や各国申請に対する採択状況については、必要に応じて改善を要求していく必要がある。				
予算チームの監視・効率化	平成21年度をもって廃止している。					
補記	<p>【スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約】 第17条 任意の基金 1 この規約により、「スポーツにおけるドーピングの撲滅のための基金」を設立する。任意の基金は、ユネスコ財政規則に従って設立される信託基金とする。締約国その他の者が支払うすべての拠出金は、任意とする。(以下略) 第18条 任意の基金の使用及び管理 任意の基金の資金については、締約国会議が承認した活動(特に世界ドーピング防止機構の目的を考慮して、この規約に従い、締約国がドーピング防止計画を促進し、及び実施することを支援するもの)に資金供与を行うために当該会議が配分するものとし、また、この規約の運営経費に充てることができる。任意の基金に対する拠出には、政治的、経済的その他のいかなる条件も付することができない。</p> <p>【スポーツ振興基本計画】 Ⅱ スポーツ振興施策の展開方策 3 我が国の国際競技力の総合的な向上方策 B 政策目標のために必要な側面的な施策 (2)アンチ・ドーピング活動の推進</p>					

文部科学省
14百万円
ドーピング防止機構等拠出金

- ・ユネスコ国際規約締約国会議等への出席
- ・ユネスコのドーピング防止活動、及びドーピングの撲滅基金の予算、決算等の把握
- ・ユネスコ国際規約締約国会議の意思決定への関与、助言

【拠出】

A.ユネスコ
14百万円

- ・青少年及びスポーツ団体へのドーピング防止教育プログラムの財政支援
- ・人材開発プログラムの財政支援 等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.ユネスコ			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
拠出金	ドーピングの撲滅のための基金	14			
計		14	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0